七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水木原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂市有年横尾
字横尾ノ上　八〇四番三二　一号から五号まで
八〇四番三一　六号から十六号まで
八〇四番二一　十七号から二十一号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高山南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
兵庫県佐用郡佐用町
米田字山川　一番三八
一番四二
一番六四から一番六八まで
下徳久字高山　一四五三番二
一四五三番三三
一四五三番五七から一四五三番六一まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県佐用郡佐用町
米田字山川　一番四三　一号から四号まで
下徳久字高山　一四五三番五　五号から九号まで
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西谷川・中谷川・東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県豊岡市香住
字西ノ谷　七七六番二
七七七番二
七七八番一及び七七八番三
七七九番
七八〇番二

字家ノ奥
字門谷

七八一番から七八六番まで
七八六番一
七八七番
一二四二番二
一二四四番一及び一二四四番二
一二四五番二から一二四五番五まで
一二四六番
一二四七番
一二四八番一から一二四八番五まで
一二五二番二
七四三番二
七四四番から七四七番まで
七四八番二及び七四八番四
一二二五番一〇
一二二五番二三から一二二五番二五まで
一二二六番
一二二七番一から一二二七番一〇まで
一二二八番から一二三三番まで
一二三四番二及び一二三四番三
五四八番三及び五四八番五
五四九番
五五〇番二
五五一番二
五五三番・五五三番一・五五三番四合併
五五三番・五五三番一・五五三番二・五五三番四合併一
五五三番二
五五四番から五六一番まで
五六二番一及び五六二番二
五六三番から五六五番まで
五六六番一及び五六六番二
五六七番から五六九番まで
五七〇番一及び五七〇番二
五七一番
五七二番一から五七二番四まで
五七三番一及び五七三番二
五七四番一及び五七四番二
五七五番から五九〇番まで
五九二番から五九八番まで
一二一一番一六から一二一一番二〇まで

一二一一番二五から一二一一番三〇まで
一二一二番一及び一二一二番二
一二一二番四から一二一二番七まで
一二一三番から一二一六番まで
一二一七番一から一二一七番六まで
一二一八番から一二二一番まで
一二二二番四から一二二二番一四まで
一二二三番一〇及び一二二三番一一
一二一一番二二及び一二一一番二三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市香住
字西ノ谷　一二五二番一　一号から三号まで
一二四四番二　四号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市香住
字家ノ奥　一二三四番一　一号から三号まで
一二二七番九　四号
一二二五番一〇　五号
一二二五番一一　六号及び七号
ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市香住
字門谷　一二二二番三　一号
一二二二番二　二号
一二二二番一　三号及び四号
一二二二号二　五号
一二二二番三　六号
一二二一番一〇　七号及び八号
字かすみが丘　五四六番四〇
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
字かすみが丘　五四六番四〇
二三

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
笹谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県佐用郡佐用町
円応寺字笹谷　四八〇番二から四八〇番八まで
四八〇番四三
四八〇番四七から四八〇番五〇まで
佐用字大願寺　三五七二番一二四から三五七二番一二七まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県佐用郡佐用町
円応寺字笹谷　四七八番　一号
四八〇番二〇　二号から七号まで
四八〇番四六　八号
四八〇番四四　九号
四八〇番八　十号
佐用字大願寺　三五七二番一二一　十一号から十三号まで
三五七二番一一九　十四号及び十五号
三六五七番　十六号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノカチ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市氷上町南油良
字上ノカチ　二一三番　一号
地先道路敷　二号及び三号
二一〇番二　地先道路敷
二一一番　四号から六号まで
二一二番　七号から九号まで
一〇二九番　十号から十二号まで
一〇三五番　十三号から十六号まで
一〇四〇番　十七号
一〇四一番　十八号から二十号まで
二十一号から三十二号まで
一〇四二番　三十三号から三十五号まで